

# 官報

(号外)  
独立行政法人国立印刷局

## 目次

### 〔法律〕

- 研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律及び大学の教員等の任期に関する法律の一部を改正する法律(九九)
- 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律(一〇〇)
- 農地中間管理事業の推進に関する法律(一〇一)
- 農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律(一〇二)
- 薬事法及び薬剤師法の一部を改正する法律(一〇三)
- 生活保護法の一部を改正する法律(一〇四)
- 生活困窮者自立支援法(一〇五)
- 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(一〇六)
- 国家戦略特別区域法(一〇七)
- 特定秘密の保護に関する法律(一〇八)

### 〔政令〕

- 内閣府本府組織令の一部を改正する政令(三四一)
- 国家戦略特別区域諮問会議令(三四二)
- 沖縄振興開発金融公庫法施行令の一部を改正する政令(三四三)
- 食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令(三四四)
- 社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する政令等の一部を改正する政令(三四五)

### 〔省令〕

- 社会保険協定の実施に伴う国民年金法施行規則及び厚生年金保険法施行規則の特例等に関する省令等の一部を改正する省令(厚生労働一二九)

### 〔規則〕

- 人事院規則二二一〇(倫理法の適用を受けない非常勤職員)の一部を改正する人事院規則(人事院二二一〇一四)

### 〔告示〕

- 構造改革特別区域計画を認定した件(内閣府二五三二二五七)
- 構造改革特別区域計画の変更を認定した件(同二五八二二六五)
- 構造改革特別区域計画の認定を取り消した件(同二六六二二六七)
- 地域再生計画を認定した件(同二六八二二七四)
- 地域再生計画の変更を認定した件(同二七五二二七六)
- 総合特別区域計画を認定した件(同二七七二二七九)
- 総合特別区域計画の変更を認定した件(同二八〇二二九〇)

**本号で公布された  
法令のあらまし**

◇研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律及び大学の教員等の任期に関する法律の一部を改正する法律(法律第九九号)(文部科学省)

一 研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律の一部改正関係

1 人材の確保等の支援

国は、研究開発等に係る企画立案、資金の確保並びに知的財産権の取得及び活用その他の研究開発等に係る運営及び管理に係る業務(2)において「運営管理に係る業務」という。)に關し、専門的な知識及び能力を有する人材の確保その他の取組を支援するために必要な施策を講ずるとともに、イノベーションの創出に必要な能力を有する人材の育成を支援するために必要な施策を講ずるものとした。(第一〇条の二及び第一〇条の三関係)

2 労働契約法の特例

(一)から(四)までに掲げる者がそれぞれの有期労働契約を期間の定めのない労働契約に転換させるための申込みを行うために二以上の有期労働契約の契約期間を通算した期間(二)において「通算契約期間」という。)が五年を超えることが必要とされていることについて労働契約法(平成一九年法律第一二八号)の特例を定め、一〇年を超えることが必要であるとする。こととした。本改正項目においては、人文科学のみに係る科学技術を含む取扱いとした。(第一五条の二関係)

(一) 科学技術に関する研究者又は技術者であつて研究開発法人又は大学等を設置する者との間で有期労働契約を締結したものの

(二) 研究開発等に係る運営管理に係る業務(専門的な知識及び能力を必要とするものに限る。例において同じ。)に従事する者であつて研究開発法人又は大学等を設置する者との間で有期労働契約を締結したものの

第四條 自衛隊法の一部改正

目次中「自衛隊の権限等(第八十七條―第九十六條の二)」を「自衛隊の権限(第八十七條―第九十六條の二)」、第百二十六條を「第百二十五條」に改める。

第七章 自衛隊の権限

第九十六條の二を削る。

第百二十三條第一項中「二」を「いずれかに」に、「禁こ」を「禁鋼」に改め、同項第五号中「めいていて」を「酩酊して」に改め、同条第二項中「ほう助」を「補助」に、「せん動した」を「煽動した」に改め、同条を第百二十二條とする。

第百二十四條を第百二十三條とし、第百二十五條を第百二十四條とし、第百二十六條を第百二十五條とする。

別表第四を削る。

第五條 自衛隊法の一部改正に伴う経過措置

第五條 次条後段に規定する場合を除き、施行日の前日において前条の規定による改正前の自衛隊法(以下この条及び次条において「旧自衛隊法」という。)第九十六條の二第一項の規定により防衛大臣が防衛秘密として指定していた事項は、施行日において第三條第一項の規定により防衛大臣が特定秘密として指定をした情報と、施行日前に防衛大臣が当該防衛秘密として指定していた事項について旧自衛隊法第九十六條の二第二項第一号の規定により付した標記又は同項第二号の規定によりした表示又は同項第二号の規定によりした通知とみなす。この場合において、第四條第一項中「指定をするときは、当該指定の日」とあるのは、「この法律の施行の日以後遅滞なく、同日」とする。

第六條 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。旧自衛隊法第百二十二條第一項に規定する防衛秘密を取り扱うことを業務とする者であつて施行日前に防衛秘密を取り扱う行為についても、同様とする。

(内閣法の一部改正)

第七條 内閣法(昭和二十二年法律第五号)の一部を次のように改正する。

第七條第二項第一号中「及び内閣広報官」を「並びに内閣広報官及び内閣情報官」に改める。第二十七條第二項中「助け」の下に「第二十二條第二号から第五号までに掲げる事務のうち特定秘密(特定秘密の保護に関する法律(平成二十五年法律第百八号)第三條第一項に規定する特定秘密をいう。)の保護に関するもの(内閣広報官の所掌に属するものを除く。及び)」を加える。

(政令への委任)

第八條 附則第二條、第三條、第五條及び第六條に規定するもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

(指定及び解除の適正の確保)

第九條 政府は、行政機関の長による特定秘密の指定及びその解除に關する基準等が真に安全保障に資するものであるかどうかを独立した公正な立場において検証し、及び監察することのできる新たな機関の設置その他の特定秘密の指定及びその解除の適正を確保するために必要な方策について検討し、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

第十條 国会に対する特定秘密の提供及び国会におけるその保護措置の在り方)

第十條 国会に対する特定秘密の提供については、政府は、国会が国権の最高機関であり各議院がその会議その他の手続及び内部の規律に關する規則を定める権能を有するものとし、特定秘密の提供を受け、及びこれに基づく国会及び内部の精神にのっとり、この法律を運用するものとし、特定秘密の提供を受ける国会におけるその保護に關する方策については、国会において、検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

別表(第三條、第五條―第九條関係)

一 防衛に關する事項

- イ 自衛隊の運用又はこれに關する見積り若しくは計画若しくは研究
ロ 防衛に關し収集した電波情報、画像情報その他の重要な情報
ハ ロに掲げる情報の収集整理又はその能力

二 防衛力の整備に關する見積り若しくは計画又は研究
ホ 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物の種類又は数量
ヘ 防衛の用に供する通信網の構成又は通信の方法
ト 防衛の用に供する暗号

チ 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のもの仕様、性能又は使用方法
リ 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のもの製作、検査、修理又は試験の方法

又 防衛の用に供する施設の設計、性能又は内部の用途(へに掲げるものを除く。)

二 外交に關する事項

イ 外国の政府又は国際機関との交渉又は協力の方針又は内容のうち、国民の生命及び身体保護、領域の保全その他の安全保障に關する重要なもの

ロ 安全保障のために我が国が実施する貨物の輸出若しくは輸入の禁止その他の措置又はその方針(第一号イ若しくは二、第三号イ又は第四号イに掲げるものを除く。)

ハ 安全に關する重要な情報又は条約その他の国際約束に基づき保護することが必要な情報(第一号ロ、第三号ロ又は第四号ロに掲げるものを除く。)

二 ハに掲げる情報の収集整理又はその能力
ホ 外務省本省と在外公館との間の通信その他の外交の用に供する暗号

三 特定有害活動の防止に關する事項

イ 特定有害活動による被害の発生若しくは拡大の防止(以下この号において「特定有害活動の防止」という。)のための措置又はこれに關する計画若しくは研究

ロ 特定有害活動の防止に關し収集した国民の生命及び身体保護に關する重要な情報又は外国の政府若しくは国際機関からの情報

ハ ロに掲げる情報の収集整理又はその能力
二 特定有害活動の防止の用に供する暗号

四 テロリズムの防止に關する事項

イ テロリズムによる被害の発生若しくは拡大の防止(以下この号において「テロリズムの防止」という。)のための措置又はこれに關する計画若しくは研究

ロ テロリズムの防止に關し収集した国民の生命及び身体保護に關する重要な情報又は外国の政府若しくは国際機関からの情報

ハ ロに掲げる情報の収集整理又はその能力
二 テロリズムの防止の用に供する暗号

アルコール健康障害対策基本法をここに公布する。

御名 御璽

平成二十五年十二月十三日

内閣総理大臣 安倍 晋三

防衛大臣 小野寺五典

法律第百九号

アルコール健康障害対策基本法

目次
第一章 総則(第一条―第十一条)
第二章 アルコール健康障害対策推進基本計画等(第十二条―第十四条)
第三章 基本的施策(第十五条―第二十四条)
第四章 アルコール健康障害対策推進会議(第二十五条)
第五章 アルコール健康障害対策関係者会議(第二十六条・第二十七条)
附則